

(別添5)

令和7年12月24日
内閣府地方創生推進室
デ ジ タ ル 庁

令和7年度補正予算
地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEV）の取扱いについて

I. 基本的な考え方

1. 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策を推進することによって、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援するとされている。
2. 地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEV）（以下「本交付金」という。）は、デジタル公共財又は新興型デジタル公共財を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用し、社会課題の解決に活用する取組に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日まで）に限り国が交付金により支援するものである。

II. 予算額、補助率

予算額：1,000 億円の内数（国費ベース）
補助率：2／3

III. 支援対象等

1. 対象者

地方公共団体

（都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第4条第1項の規定による港務局を含む。）

2. 対象事業（要件）

以下の①～⑩の要件を満たすものを対象事業とする。

① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること

※ 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年に渡って計測するための KPI を設定していること

② デジタルを活用したサービスを地域・暮らしに実装する取組であること

③ コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること

※ 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること

④ 実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日まで）で実装すること

⑤ 継続的なサービスであること

⑥ 交付対象事業費が100万円を上回る事業であること

⑦ デジタル原則（構造改革のためのデジタル原則）の遵守に取り組むこと

⑧ デジタル公共財※¹又は新興型デジタル公共財※²を活用していること

※¹ デジタル庁が地方公共団体に提供又は推奨するシステム又はサービス

※² 高度な AI 活用、マイナンバーカードの新規用途開拓又は Web3.0 関連ツールという新たなデジタル技術等を活用する取組

⑨ 複数の地方公共団体で共同調達・共同利用を行うこと

⑩ 適切なセキュリティ対策を実施するものであること

3. 申請上限数、補助率及び交付上限額

① 申請上限数

都道府県：9事業

市区町村：5事業

※ 上記は TYPEA 及び TYPEV を合算した申請上限数を指す。（TYPEB は申請上限数のカウントに含めない）

※ TYPEV は1団体あたり1申請とすること。なお、従たる申請についても1カウントとして取り扱う。

※ ただし、TYPEV の従たる申請については、団体毎の申請上限数の枠外として、1事業に限り追加で TYPEV の申請を可能とする。

② 補助率及び交付上限額

補助率：2/3

交付上限額：1事業あたり国費4億円（交付対象事業費ベース6億円）

4. 評価項目

【事業性評価】

(1) サービス内容（政策目的への適合性）

- ・ 取り組む地域課題及び実現したい地域像の具体性
- ・ 事業の KPI の適切性

(2) 推進体制

- ・ 庁内の推進体制、事業推進体制

(3) 事業計画（実装計画・運営計画）

- ・ 実装計画（実装までのプロセス・スケジュール）
- ・ 運営計画（中長期スケジュール）

(4) 優遇措置

- ・ スタートアップの活用

【モデル性評価】

(1) 政策的優遇措置

- ・ 広域連携の推進
- ・ データ連携基盤の活用推進
- ・ 相互運用性の確保
- ・ 本事業後の新規サービス創出

(2) サービス設計等の適切性

- ・ サービスの具体性
- ・ サービスの裨益効果
- ・ 住民の巻き込み

(3) 付加価値創出

- ・ データ利活用による付加価値の創出
- ・ Well-Being 指標の活用
- ・ ロジックツリー等の活用

5. 審査

審査に当たっては、上記「2. 対象事業（要件）」及び「4. 評価項目」に掲げる要件及び視点に関して総合評価を行う。

審査の結果、採択する事業について、経費に関する一定の減額査定を行う場合がある。

6. 事業計画

4. 【事業性評価】(3)における「事業計画」は「実装計画」及び「運営計画」からなる。

① 実装計画

本交付金の交付期間内における「事業計画」を「実装計画」といい、その期間は交付決定日から令和9年3月31日である。

② 運営計画

本交付金の交付対象事業終了後における「事業計画」を「運営計画」といい、その期間は交付対象事業終了後2か年である。

「実装計画」については実装計画期間終了後、「運営計画」については1か年経過するごとに、取組状況やKPIの進捗状況等について、別に定める様式にて事務局へ報告することとする。(必要に応じ、個別のフォローアップを行う場合がある)なお、提出いただいた実施計画については、夏頃を目途に各地方公共団体のHP等において公表することを依頼あるいは地域未来戦略本部事務局に関するHP等で公表する可能性があるため、あらかじめお含み置きいただきたい。公表に差し支えがある事項がある場合は、その旨を適宜ご連絡、もしくは、計画内に非公表とする予定である旨とその理由を記載すること。

7. 経費

① 対象経費

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を実装計画期間に限り支援する。

事業の遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費のいずれも支援対象とし、交付対象事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。

システム構築費等に止まらず、サービス実装に伴う実装計画期間内のサービスの普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。

具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| ※ 事業の計画・戦略立案・計画修正等の経費 |
| ※ サービス実装に係る付随費用（例：マーケティング調査、サービス普及・定着・改善をはかるために要する人件費等） |
| ※ 事業のプロジェクトマネジメントに係る経費 |

- ※ 外部人材招聘経費（デジタル専門人材、中核的経営人材等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費
- ※ 事業評価（KPI 取得に係るアンケート調査、Well-Being 指標に係る調査・ワークショップ等）に要する経費
- ※ 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- ※ 広報・プロモーション経費（サービスの体験イベント等の開催、チラシ等販促物の作成等）
- ※ 複数年契約に基づく経費（交付金事業の実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日）内に地方公共団体自身において成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明可能であり、実装計画期間を含めて令和10年度末までのものに限る。交付金事業の実装計画期間内に完了確認の根拠を示せない経費については対象経費に含めることはできない）

② 対象外経費

本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみに止まる事業の経費は対象外である。

本交付金はサービス実装の立ち上げに係る費用を実装計画期間に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（例外については①対象経費を参照）。

また、サービス実装を伴わない事業（例：Wi-Fi 等のインフラ整備、人材育成、コンテンツ・特産品開発のみ）は交付対象外。

また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする。

- ※ 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- ※ 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- ※ 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- ※ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ※ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ※ 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ※ 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）
- ※ 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援を受けている経費
- ※ 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

8. TYPEV 申請に係る事前相談について

- ① TYPEV を申請する場合は必ず事前相談を行う必要がある。事前相談のなかった事業については申請を受け付けない。

- ② TYPEV の事前相談は、事前相談期間において 1 事業につき 2 回までを限度とする。

IV. その他

1. 採択後の変更手続について

(1) 「デジタル実装型 TYPEV 実施計画」等（以下「実施計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要がある。

(2) ただし、事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとする。

- ① 経費の流用（経費項目間の組み換えであって、交付対象事業費（総額）の (※) 以下のもの）
- ② 経費項目の追加（交付対象事業費（総額）の (※) 以下のもの）
- ③ 経費項目の削除（削除が実施計画に影響を与える可能性がないものに限る）
- ④ 経費の減額
- ⑤ 直近交付決定時の交付対象事業費（総額）の範囲内での経費の増額
- ⑥ KPI 追加・上方修正
- ⑦ 文言その他記載内容の修正（修正が実施計画に影響を与える可能性がないもの）

(※) 交付対象事業費（総額）によって経費の流用及び経費項目の追加の閾値を以下表のとおりとする。

交付対象事業費 （総額）	2 億円以下	2 億円超 4 億円以下	4 億円超 6 億円以下
閾値	2 割	1.5 割	1 割

(3) (2) の場合にあっては、あらかじめ変更しようとする実施計画を報告するものとする。

2. 地方負担分に対する地方財政措置

デジタル実装型の地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

3. TYPEV 申請の TYPEA への採択

TYPEV で申請いただいたものについても、審査の結果等により TYPEA として採択する可能性がある。

4. 申請方法

主たる申請団体である地方公共団体が実施計画等を作成するとともに、連携する全ての地方公共団体が共同して、サービスの共同利用に関する実施計画等を作

成すること。

5. 予算の繰越手続き等の実施について

本事業は3月31日に交付決定を予定（過年度のデジタル実装タイプ・デジタル実装型は4月1日）していることから、都道府県および市区町村の責任において必要な予算の繰越手続き等を遺漏なく実施すること。

※万が一、必要な手続きが行われなかった場合、国は一切対応することができないので留意すること

6. その他

- ・ 本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないよう、適正な執行に努める必要がある。令和7年度補正予算地域未来交付金採択事業について、会計検査で不当事項等の指摘を受けた団体については、その後に行われるデジタル実装型の募集一回限りにおいて応募することができない。
- ・ 各地方公共団体においては、本交付金の具体的用途（実施計画上の経費内訳に記載された内容）や実施体制について、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表することとする。
- ・ 地域のステークホルダーの意見を踏まえ、KPIの達成度について効果検証を行うことが適切であり、毎年度の効果検証の結果については、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表することとする。
- ・ なお、検証の過程においては、必要に応じて住民の意見聴取等を行い、今後実施すべき事業のあり方について提言を行うことが望ましく、議会による検証についても行われることが望まれる。
- ・ 事業に関する相談は、年間を通じて受け付けているため、事務局までご連絡いただきたい。実施計画の作成前の企画立案段階であっても、前広に相談を受け付けているので、積極的に活用いただきたい。ただし、本交付金は次年度以降の予算措置が確定しているものではないため、現行制度に基づく回答となる点留意されたい。なお、本対応は、「令和7年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応である。

7. 問合せ先

問合せ内容に応じて内閣府／内閣官房、又は、デジタル庁に問い合わせること。

<申請手続、事業性等についての問合せ>

内閣府 地方創生推進室／内閣官房 地域未来戦略本部事務局
地域未来交付金（デジタル実装型）担当

e-mail :

電話 : 03-6257-3889

<モデル性等についての問合せ>

デジタル庁 国民向けサービスグループ

デジタル公共財担当

e-mail : 

電話 : 03-6872-6250

※ご不明な点等がある場合には、市区町村等は都道府県を通じてメールで問い合わせしてください。情報、回答の統一的整理のため、電話での問合せは受け付けておりません。各団体から問合せを受けた内容については相談状況等を踏まえ、必要に応じて適宜情報提供を行う予定です。